

気象警報発令時の対応（R8.5.29 改正）について

1. 大東市に「暴風警報」「レベル4大雨危険警報」または校区の一部に「避難指示レベル4」が発令の場合

判断基準	対応
7：00時点で発令中	登校を見合わせる ※給食は、この時点で中止決定
7：00～9：00で解除された	10：00から授業開始 ※9：50に登校 ※午前中授業で、給食なし
9：00時点で発令中	臨時休校
登校後、在校時に発令された	安全確認後、原則集団下校 ※危険を伴う場合は、学校待機や保護者等への引き渡しも

2. 大東市に「暴風特別警報」「レベル5特別警報」が発令された、または校区の一部に「緊急安全確保・レベル5」が発令の場合

判断基準	対応
7：00時点で発令中	臨時休校
登校後、在校時に発令された	原則学校待機し、安全確認 → 保護者等への引き渡し

3. 大東市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

判断基準	対応
登校前に発生 ※前回の下校から登校までの期間 （長期休業期間をのぞく）	臨時休業
登下校中	ブロック塀や自動販売機などから離れ、安全な場所に避難する → 揺れが収まったら、学校か自宅の安全な方へ避難
在校中に発生	原則学校待機し、安全確認 → 保護者等への引き渡し

※気象予報や校区の状況等により、上記以外の判断をすることがあります。